

## 【ドイツ】連邦刑事庁のテロ調査権限に関する連邦憲法裁判決

海外立法情報課 渡辺 富久子

\* 連邦刑事庁は、テロを実行する疑いがある者について通信傍受や住居内の録音録画等を行うことができる。連邦憲法裁判所は、2016年4月20日の判決において、これらの措置の要件の厳格化を求めた。

### 1 2009年施行の連邦刑事庁法の改正

ドイツでは、犯罪防止の任務は、第一義的には各州の警察が所掌する。この原則により、従来、各州の警察がテロ防止のための措置を行っていた。しかし、2009年1月1日施行の連邦刑事庁法の改正（注1）により、連邦刑事庁（注2）も、国際テロ防止の任務を担うことになった。これに伴い、連邦刑事庁は、個人の生命等の法益を危うくするような国際テロの防止のために、住居内の録音録画やオンライン検索（注3）等（以下「監視措置」）を、当事者に知られずに行う権限を得た。これらの監視措置は、テロ防止のための情報収集を可能とするものである。2009年の改正法の施行以降、連邦刑事庁がこれらの権限を行使した実績は18回と報道されている（注4）。

### 2 連邦憲法裁判所の判決の概要

この改正について、監視措置は基本権を侵害すること、プライバシーの保護が十分でないこと、収集したデータを外国の官庁へ伝達すると他の目的に使用されるおそれがあること等を理由として、市民が連邦憲法裁判所に憲法異議（注5）を申し立てていた。

2016年4月20日、連邦憲法裁判所は、連邦刑事庁法の関連規定について判決を下した（1 BvR 966/09, 1 BvR 1140/09）。判決において、連邦憲法裁判所は、連邦刑事庁にテロ防止のための監視の権限を与えたことは合憲としたが、実施の要件が比例性の原則（後述）に従っていないとして、監視措置を定める規定の一部を違憲とした。さらに、国内の他の官庁及び外国の官庁へのデータの伝達に関する規定も、目的の限定が不十分として、一部を違憲とした。これらの規定は、2018年6月末までに改正されなければならないが、改正までの間は、連邦憲法裁判所が示す基準に従って適用される。以下に、判決の概要を紹介する。

#### (1) 監視措置

監視措置は、通信の秘密（基本法第10条）や住居不可侵（同第13条）といった基本権を侵害するが、国際テロ防止という合法的な目的のために適切かつ必要な手段である。しかし、特に住居内の録音録画やオンライン検索のような措置は基本権を大きく侵害するため、その分、要件を厳しくしなければならない（比例性の原則）。基本権を大きく侵害する監視措置については、漠然とした「テロの防止」を要件としてはならず、具体的な事件が予見されること、又は、ある者が近い将来にテロを実行するという蓋然性があることを要件としなければならない。また、テロ防止のための監視措置の目的は、個人の生命又は国家の

存立等の重要な法益の保護に限られる。

監視措置においては、プライバシーの保護が重要である。そのため、データの収集及び評価を行う際にプライバシーの保護を確保する規定を設けなければならない。具体的には、録音録画のデータは、連邦刑事庁による評価の前に、外部機関により、プライバシーに係る情報が含まれるか否かの検査を受けなければならない。オンライン検索により収集したデータについては、プライバシーに係る情報が含まれるか否かの検査は、連邦刑事庁の職員ではなく、外部機関が行わなければならない。

さらに、監視措置については、当事者への事後の通知義務、出訴の制度、連邦議会及び国民への報告義務、記録義務、データ消去の義務等も定めて透明性を確保し、当事者の権利保護を図らなければならない。

## (2) 国内の他の官庁又は外国の官庁へのデータの伝達

住居内の録音録画及びオンライン検索により収集したデータを犯罪防止のために他の官庁へ伝達することは、十分に具体的な危険が急迫している場合に限り、許される。そのような場合に至らないケースで一般的なテロ犯罪防止のためにデータを伝達することは違憲である。また、刑事訴追のための他の官庁へのデータの伝達は、刑事訴追の対象となる犯罪の範囲が制限されていない限り、違憲である。さらに、住居内の録音により収集したデータの刑事訴追のための他の官庁への伝達は許されるが（同第13条第3項）、住居内の録画により収集したデータの伝達は許されない。

外国（EU加盟国を除く。）の官庁にデータを伝達すると、外国の官庁は、当該国の法令に従ってデータを使用するため、ドイツの法律が定める目的以外でデータが使用されるおそれがある。これを防ぐために、外国の官庁へのデータの伝達は、当該国において人権や個人データ保護が十分に保障されていることを要件としなければならない。

注（インターネット情報は2016年6月17日現在である。）

- (1) Gesetz zur Abwehr von Gefahren des internationalen Terrorismus durch das Bundeskriminalamt vom 25. Dezember 2008 (BGBl. I S. 3083). 山口和人「ドイツの国際テロリズム対策法制の新たな展開—「オンライン検索」を取り入れた連邦刑事庁法の改正—」『外国の立法』No.247, 2011.3, pp.54-82. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050612\\_po\\_02470003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050612_po_02470003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>) を参照。
- (2) 連邦刑事庁は、刑事警察事項における連邦と州の協力、組織犯罪の捜査及び国際協力等を所掌する。
- (3) オンライン検索とは、犯罪を行う疑いがある者について、当事者に知られないように、特殊なソフトウェアを用いて外部からコンピューターにアクセスし、データを収集する行為である。
- (4) „Verhältnismäßigkeit in Zeiten der Terrorabwehr,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 21. 4. 2016, S.2.
- (5) 憲法異議とは、公権力によって自己の基本権を侵害された者が、その救済を求めて連邦憲法裁判所に申し立てることができる制度である。

### 参考文献

- ・連邦憲法裁判所プレスリリース <<http://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2016/bvg16-019.html>>